



定期調査をご存じですか？

私たち中部電気保安協会は、電気の安全チェックと、さらに安全・便利にお使いいただくお手伝いのために、定期的におうかがいしています。

定期調査は、電気事業法第57条ならびに同法施行規則第96条の規定に基づき実施しています。

中部電気保安協会は、同法第57条の2ならびに同法施行規則第104条の規定に基づき、中部電力パワーグリッド株式会社から委託されて定期調査を実施しています。

中部電気保安協会では漏電などの調査で
料金をいただくことはありません。



定期調査に うかがう調査員は、
調査員証 に加え**従業員証** を携帯しています。



二セ調査員にご注意ください。

定期調査にうかがう調査員はイラストのとおり、制服に調査員証をつけ、従業員証を携帯しています。ご不審なときは裏面に記載された当協会のフリーダイヤルへお問い合わせください。

